

平成16年1月27日

豊田市長 鈴木公平様

豊田市行政経営懇話会  
会長 鈴木幸穂

分権型社会の自治や市民参加のあり方について（答申）

平成15年7月3日付けで諮問のありました、「分権型社会の自治や市民参加のあり方」について、本審議会および市民共働推進研究会において11回（行政経営懇話会5回、市民共働推進研究会6回）にわたる会議を重ね慎重に審議を行った結果、別添のとおりとりまとめたので、答申します。

# 分権型社会の自治や市民参加のあり方について（答申）

自治の基本に関する主要な基本事項の論点整理

平成 16 年 1 月

豊田市行政経営懇話会

## 前文

豊田市行政経営懇話会は、平成15年7月3日、豊田市長より、

「行政活動への市民参加の推進、自発的に行われる市民活動の促進等を図り、住民自治に根ざしたまちづくりを実現するための『分権型社会の自治や市民参加のあり方』について」

の諮問を受けました。

地方分権の進展とともに、「地域のことは地域の責任において決定し責任を持つ」という自立性の高い自治体を実現することが求められております。そのためには、行政活動に住民が参加したり、地域の課題については地域の住民自らが考え、自らの責任で決定するなど住民自治を充実強化することも重要であります。また、住民や事業者、自治体などが、まちづくりのための様々な活動を行う上で、互いに連携し合う「共働」の視点も重要であります。

豊田市は、『豊田市行政経営システム』を指針として、地方分権時代にふさわしい自立した自治体を目指し、市民等と市のパートナーシップを推進するための取組を充実しております。また、現在協議が進められている豊田加茂市町村合併では、広大な地域の都市経営を行うための新たな自治の仕組を構築することが求められております。

「地方分権の進展」と「市町村合併」という自治のあり方が大きく変わるこの時期をとらえ、住民自治のあり方や市民・事業者・市などの役割や責務等について、その基本理念や原則・取組等自治の基本事項の現状を把握し将来のあるべき姿を展望することは、分権型社会における自治を確立する上で極めて意義あることと考えます。

豊田市行政経営懇話会は、豊田市市民共働推進研究会の検討を踏まえ、諮問事項について審議を重ねた結果、「自治の基本に関する主要な基本事項の論点整理」を内容として一定の結論を得ましたので、ここに答申いたします。これらの自治の理念や原則・取組などについての自治の基本事項が、自治の基本指針として位置づけられ、豊田市における住民自治をすすめるための契機となることを期待するものであります。

なお、引き続き検討していくべき事項、今後配慮していくべき事項として出された委員の意見については、付帯意見として添付いたしました。

## 分権型社会の自治や市民参加のあり方について（答申）

### 自治の基本に関する主要な基本事項の論点整理

#### 構成

##### 《基本理念》

- 1 基本的な考え方（基本理念）
- 2 整理する基本事項

##### 《定義》

- 3 定義する事項
  - （１）市民
  - （２）事業者
  - （３）市民参加
  - （４）市民活動
  - （５）共働

##### 《市民及び事業者に関する事項》

- 4 市民の権利及び責務等
  - （１）市民の権利
  - （２）市民の責務等
- 5 事業者の権利及び責務等
  - （１）事業者の権利
  - （２）事業者の責務等

##### 《市に関する事項》

- 6 市の責務等
- 7 市長の責務等
- 8 市議会に関する事項
- 9 職員の責務等

##### 《基本原則》

- 10 住民自治の基本的な原則として整理する事項
  - （１）情報の公開、提供
  - （２）説明責任
  - （３）市民参加
  - （４）共働
  - （５）都市内分権

##### 《市政運営》

- 11 総合的な市政の推進
- 12 行政評価
- 13 行政手続

- 1 4 財政運営
- 1 5 市民等の要望の取扱い
- 1 6 行政組織
- 1 7 国及び他の地方公共団体との協力

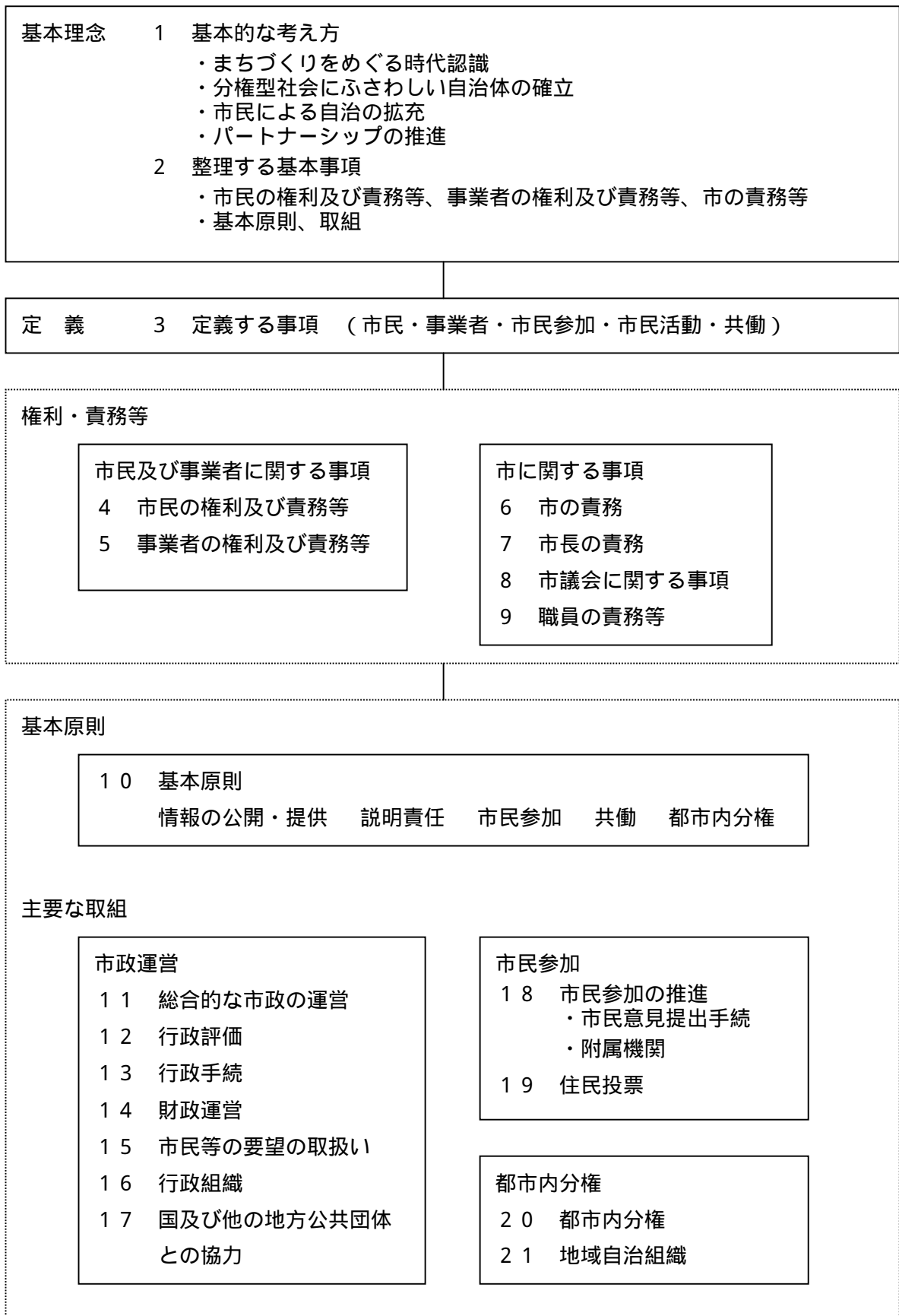
《市民参加》

- 1 8 市民参加の推進
  - ( 1 ) 市民意見提出手続 ( パブリックコメント手続 )
  - ( 2 ) 附属機関等への参加
- 1 9 住民投票

《都市内分権》

- 2 0 都市内分権
- 2 1 地域自治組織

## 分権型社会の自治や市民参加のあり方について（答申）の構成



## 《基本理念》

### 1 基本的な考え方（基本理念）

#### まちづくりをめぐる時代認識

まちづくりをめぐるこれからの時代は、安心して安全な生活の確保、少子高齢化や地方分権の進展、市町村合併の推進、環境問題の深刻化、価値観の多様化など、山積する課題にいかにかつ迅速に対応するかが問われ、そのための新たな仕組みづくりや意識改革が必要です。

#### 分権型社会にふさわしい自治体の確立

地域のことは地域の責任において決定し、責任を持つという分権型社会においては、これまで以上に、自立した自治体としての役割と責任が求められます。そのため、これからの市政運営は、市民にとってよりわかりやすく、より市民の意思を踏まえた適切な役割を担いうるものとするのが重要です。

#### 市民による自治の拡充

地域共同社会で共同生活を営む市民は、地域のかかえる諸課題については、市民自らが取り組むことが自治の基本であることを認識しなければなりません。

そのため市政に市民が積極的に参加するとともに、市民自らが考え、自らの責任で決定する主旨である住民自治を充実、強化することも求められます。また、効率的な行財政運営を基本として、身近な地域課題は、地域住民の意向が反映される仕組みの確立が重要です。

#### パートナーシップの推進

よりよいまちづくりを実現するためには、市民や事業者、市などによるパートナーシップによる取組も重要であり、そのための仕組みを拡充する必要があります。

### 2 整理する基本事項

市民の権利及び責務等、事業者の権利及び責務等、市の責務等を明らかにするものとします。

住民による自治をすすめるために必要な基本原則、取組を定め、明らかにするものとします。

## 《定義》

### 3 定義する事項

自治の基本事項を明らかにする上で、定義づけの必要があるものについては以下のものとします。

#### (1) 市民

市民とは市内に住所を有するものとします。

#### (2) 事業者

「事業者」は、市内に事務所または事業所を有し事業活動を行うものとします。

(3) 市民参加

「市民参加」とは、市政に関する政策等の企画立案、実施、評価の過程に、市民が主体的に参加し、その意思決定や実施、評価に関わることを表します。

(4) 市民活動

「市民活動」とは、積極的に社会に目を向け、営利を目的とせず、主体的に自分を活かした継続的、公益的な市民等の活動を表すものとします。

(5) 共働

「共働」とは、市民、事業者、市民活動を行うもの、及び市の各主体が共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざした自立した活動を通して連携することとします。その中には市民と市民の連携、協力関係も含まれるものとします。

《市民及び事業者に関する事項》

4 市民の権利及び責務等

(1) 市民の権利

市民は、法に定める権利（地方自治法で定める「行政サービスを等しく受ける権利」、「選挙権」、「被選挙権」、「条例の制定改廃請求権」、「事務の監査請求権」、「議会の解職請求権」、「議員及び長等の解職請求権」等）を有します。

市民は、市政に関する情報を知る権利を有するものとします。

市民は、市政に参加する権利を有するものとします。

満20歳未満の青少年少女及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有するものとします。

(2) 市民の責務等

市民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を有します。

市民は、権利の行使にあたっては、市民全体の公共の福祉の増進、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。

市民は、自主的かつ自立的な市民の活動をお互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

5 事業者の権利及び責務等

(1) 事業者の権利

4(1)市民の権利と同様に、市政に関する情報を知る権利、及び市政に参加する権利を有するものとします。

(2) 事業者の責務等

4(2)市民の責務等と同様に、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を有します。

事業者は、住環境への配慮、地域社会との調和、安心して住めるまちづくりに寄与するものとします。

## 《市に関する事項》

### 6 市の責務等

市は、市民の福祉の増進を図ることを基本にして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担います。

市は、市政運営にあたっては、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めます。

市は、市民ニーズを的確に把握するとともに、成果をはかり、行政サービスに対する市民満足度を高める市政運営に努めるものとします。

市は、市民等への情報提供と説明責任を果たすこと、及び市民の市政への参加を推進することによる合意形成に努めるものとします。

市は、市民等の自主的かつ自立的な市民活動の役割を尊重するものとします。

市は、公益の程度に応じて市民、事業者、市民活動を行うものと連携し、また、それらの活動に対し、必要な場合には支援できるものとします。

### 7 市長等の責務等

市長及び行政委員会の責務等を整理します。

市長は、市を統轄し、これを代表するとともに、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製及び市税の賦課徴収等の事務を管理し執行します。

市長は、市民の信託にこたえ、市の事務の管理及び執行にあたっては、誠実に職務遂行に努めるものとします。

市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図り、効率的な組織運営に努めるものとします。

教育委員会などの行政委員会は、上記7と同様の責務を負うものとします。

### 8 市議会に関する事項

別途検討を求めます。(付帯意見)

### 9 職員の責務等

職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために全力で職務に専念するとともに、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならないものとします。

職員は、市民の権利を尊重し、法令等を遵守する義務を負わなければならないものとします。

職員は、職務に必要な専門的知識の習得、能力向上に努めるものとします。

職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、職務に当たっては、市民、事業者、市民活動を行うものと共働の視点を持って職務を遂行するものとします。

## 《基本原則》

### 1 0 住民自治の基本的な原則

住民自治に関して基本的な原則とする事項を整理します。

#### ( 1 ) 情報の公開、提供

市の保有する情報については、市民、事業者と市が共有することが不可欠との認識を持って取り扱うものとします。

市は、市の保有する情報を積極的に公開し、提供するものとします。

市は、個人情報の保護に努めなければなりません。

#### ( 2 ) 説明責任

市は、市政に関する政策等の企画立案、実施、評価にあたって、その必要性、妥当性を市民に説明する責任を果たさなければならないものとします。

#### ( 3 ) 市民参加

市は、市政に関する政策等の企画立案、実施、評価にあたって、市民の参加を保障するものとします。

#### ( 4 ) 共働

市民、事業者、市民活動を行うもの、及び市は、共働にあたり、それぞれが、果たす役割と責務を自覚し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるものとします。

市民、事業者、市民活動を行うもの、及び市は、市内で働き、学び、活動するすべての人々を共働の対象にするものとします。

#### ( 5 ) 都市内分権

市は、身近な地域課題に対しては、地域の住民の意思を市政に反映するための都市内分権の仕組みを構築するものとします。

市民は、身近な地域課題に主体的に取り組むとともに、市は市民の意見を尊重するものとします。

## 《市政運営》

### 1.1 総合的な市政の推進

市は、市民のニーズを的確に捉え、総合的な市政運営に努めるものとします。

市は、いわゆる縦割り行政を排し、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めるものとします。

市は、長期的な展望に立った、総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めるものとします。

### 1.2 行政評価

市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。

### 1.3 行政手続

市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならないものとします。

### 1.4 財政運営

市は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自立的な行財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならないものとします。

市は、市民にわかりやすく財政に関する状況を説明するため、財政に関する状況を公表しなければならないものとします。

### 1.5 市民等の要望の取扱い

市は、市民等の市政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、市民の権利利益の保護に努めるものとします。

### 1.6 行政組織

市は、執行機関の組織については、効率的かつ機動的なものとなるよう常に見直しに努めなければならないものとします。

### 1.7 国及び他の地方公共団体との協力

市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとします。

## 《市民参加》

### 18 市民参加の推進

#### (1) 市民意見提出手続（パブリックコメント手続）

市は、市の基本的な政策等の策定に当たり、事前に案を公表し、市民等の意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」）の提出を受け、それら市民等から提出された意見等を考慮して政策等の策定を行うものとします。

#### (2) 附属機関等

市は、市政の重要な課題に対し、市民等と共働して解決するために附属機関等を設けることとします。

附属機関等の会議は原則公開とし、会議録及び資料の公開に努めるものとします。

市は、附属機関等の委員への市民等の参加に努めなければならないものとします。

### 19 住民投票

市長は、市政運営上の重要な事項であって、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができるものとします。

市長のほか、市議会議員、市民も住民投票の発議ができるものとします。

住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、資格者、投票の方法、成立要件及び結果の取扱いその他住民投票の実施に関し必要な事項については別に条例で定めるものとします。

## 《都市内分権》

### 20 都市内分権

市長は、身近な地域課題に対しては、地域の住民の意思を市政に反映するために都市内分権の措置を講ずるものとします。

都市内分権においては、市政の一体性の確保及び効率的な行財政運営に努めることを原則とし、身近な地域における自治の仕組みを構築するものとします。

### 21 地域自治組織

市長は都市内分権を実現するため、必要に応じて特定の地域を定め、市民に身近なところで市民に身近な市の事務を行う機能と市民の意向を反映させる機能、地域における市民等と市の共働による地域づくりの場としての機能を有し、市の事務の一部を分掌する「地域自治組織（仮称。以下同じ）」を設置できるものとします。

市長は、「地域自治組織」の機関として、地域における意見の調整や取りまとめに当たる「地域協議会（仮称）」、及び地域自治組織を代表する「長」を置くものとします。

「地域自治組織」の名称、区域、機能、機構構成については、法律の制定・改正の推移を見ながら別途条例で定めることとします。

## 付帯意見

1. 住民自治の充実強化には市民の自治意識が不可欠であること。  
制度の実効性を高めるため、住民自治の主体である市民が、常に住民自治の基本事項を継続して学習できる方策をとることが必要であること。
2. 高齢者を始めとしてあらゆる年代層の市民が市政に参加、貢献できることを目指すべき。
3. 市議会に関する事項  
住民自治の充実、強化を図る上で、市民の代表機関としての市議会が、情報公開や情報提供の充実により、市民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めることなどの整理を行うこと。
4. 条例とする場合には、市民にわかりやすくかつあたたかみのあるものにするとともに、前文は自治の基本を規定する主旨を踏まえ、市民の立場にたった宣言内容とすべき。